

## 【同月過誤】

同月過誤では、「過誤申立」と「再請求」を同一審査月に行います。

例：1月提供分について、算定不可の加算1,000円分を含む10,000円の請求をしていたため（2月審査済）、  
「3月審査」で正しい請求額9,000円に調整する場合

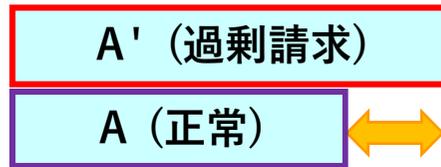
過誤申立： 1月提供分 報酬 10,000円（算定不可の加算報酬 1,000円を含む）  
事業者請求： { 2月提供分 報酬 300,000円  
                  { 1月提供分 報酬 9,000円（再請求分）

2月提供分 300,000 円（全報酬）	1月提供分 （再請求分） 9,000 円
過剰請求分 1,000 円は、 2月提供分から減額されます。	1月提供分（過誤） 10,000 円
3月審査による全報酬（過誤調整後） 299,000 円	

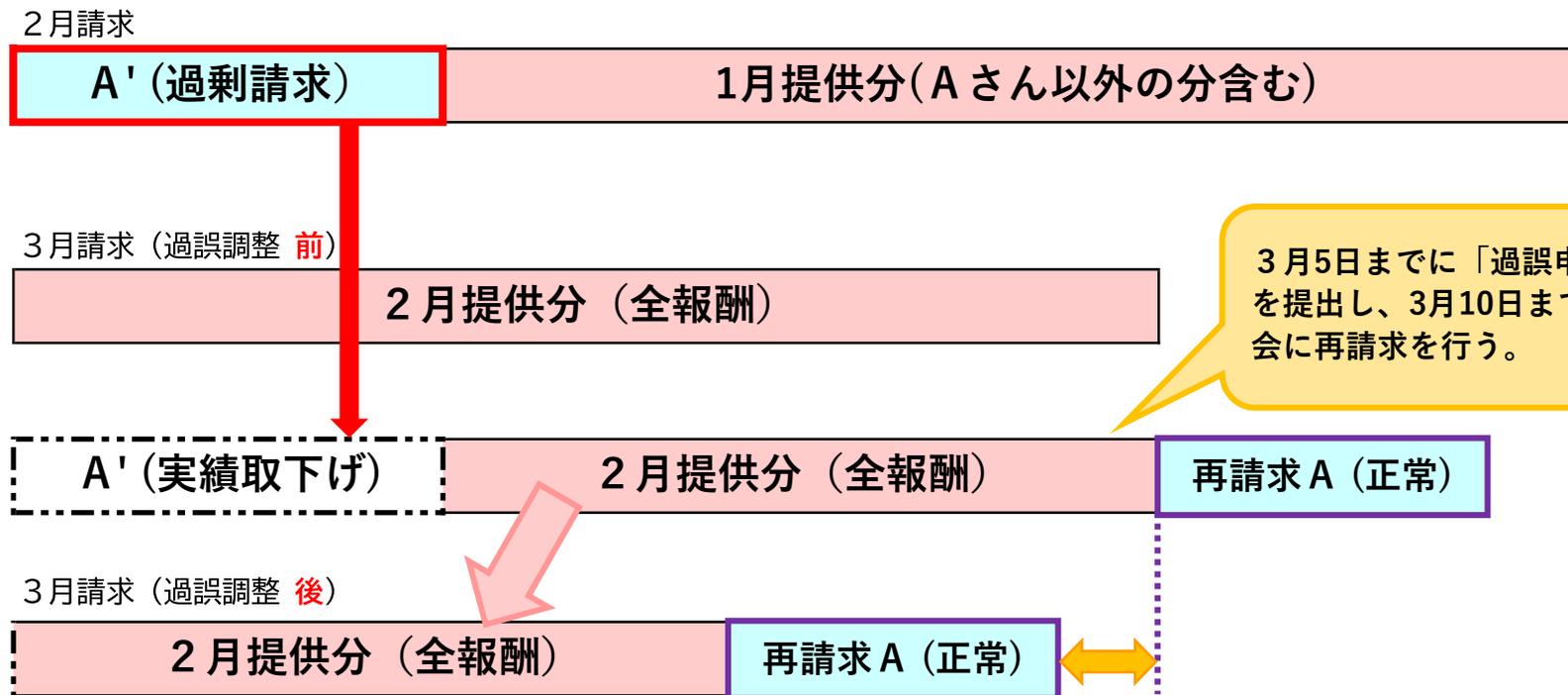
300,000  
- 10,000  
+ 9,000  
= 299,000

3  
月  
審  
査

Aさんの給付実績について、2月に誤った請求をして  
いたため、3月に同月過誤申立てをした場合



↑ 返金分(算定できない加算分等)



3月5日までに「過誤申立申請書」  
を提出し、3月10日までに国保連合  
会に再請求を行う。

過誤申立による実績取下げA'と、再請求Aを同一月（3月）に行う。

（2月のA'過剰請求分と再請求A分の差額が全体の報酬から減ることとなる。(相殺される)）

## 同月過誤の申立時系列図

例：本来9,000円の請求を10,000円で請求し、すでに支払いが決定している場合  
(誤って、1,000円多く請求した場合)

【同月過誤による申立】

